日本郵政公社の財務会計

項目	日本郵政公社における財務会計	一般の企業会計
会計の目的	郵便・郵便貯金・簡易生命保険といった性格、目的の異なる	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、
	複数の業務を併せて行うことから、「各業務の実施状況に	企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況
	関する説明責任を充足するため、業務区分ごとの財政状	を適正に表示することを目的とする。
	態及び経営成績を明らかにすること」を目的とする。	
財務諸表の体系	郵便、郵便貯金及び簡易生命保険の業務区分別財務情報	一の法人が複数の異なる業務を実施している場合において
	(財務書類)として、「業務区分別の貸借対照表、損益計	はセグメント情報を作成する。
	算書、キャッシュ・フロー計算及び附属明細書」を作成	
	する。	
業務区分別情報開示	■ 公社は一の事業体であり、一つの財務諸表で公社全体	■ セグメント情報は「事業の種類別セグメント情報」「所
	の財政状態及び経営成績を示すことが基本となるた	在地別セグメント情報」「海外売上高」を開示する。
	め、業務区分別の財政状態及び経営成績を表す態様	
	は、業務区分別にセグメント情報として開示すること	
	となる。	
	■ 具体的には、業務の実施状況に関する説明責任を充足	■ 「事業の種類別セグメント情報」においては、売上高/
	するため、業務区分別に貸借対照表、損益計算書等の	営業費用/営業利益/資産/減価償却費/資本的支出のみ
	形式で開示する。	を事業の種類別に開示する。
	■ この場合、貸借対照表における資産・負債の差額とし	
	ての資本の額は、公社全体の資本の額に対する寄与度	
	を示す。	
	■ 業務区分別財務情報の作成に際して、公社の資産等の	■ 下記「公社における貸借対照表」の項目を参照。
	区分は、共用資産・負債、二以上の業務区分に関連す	

参考資料2-5

項目	日本郵政公社における財務会計	一般の企業会計
	る収益・費用を適正な基準により、業務区分に配分又	
	は配賦する。	
資産及び負債の認		■ 原則として、業務別区分ではなく、法人単位で保有有
識·評価	公社は、性格の異なった三業務を併せて行っており、	価証券の簿価を認識する。
	業務ごとに異なる利害関係者が存在することから、業	
	務区分ごとにその保有有価証券の簿価を認識する。	
	■ 満期保有目的の債券の期限前売却等	■ 満期保有目的の債券の期限前の売却等があった場合に
	簡易生命保険業務における満期保有目的の債券の売	は、満期保有目的の債券に分類された残りのすべての
	却等の取扱いが郵便貯金業務に及ぶことは郵便貯金	債券について、売買目的有価証券又はその他有価証券
	者に不利益を及ぼすことが考えられることから、満期	に振替える。
	保有目的の債券の売却等に伴う取扱いは業務区分ご	
	とに行う。	
資本の部の構成	■ 旧郵政三事業特別会計及び解散する簡易保険福祉事	
	業団から承継される資産の価額から負債の価額を控	
	除した金額が公社の資本金となる。	
	■ 資本の部の構成は以下のとおりである。	■ 資本の部の構成は以下のとおりである。
	資本金	資本金
	政府出資金	資本剰余金
	利益剰余金(又は欠損金)	資本準備金
	積立金(又は繰越欠損金)	その他資本剰余金
	当期利益(又は当期損失)	利益剰余金

参考資料2 - 5

項目	日本郵政公社における財務会計	一般の企業会計		
	その他有価証券評価差額金	利益準備	金	
		任意積立金		
		中間配当積立金		
		その他有価	証券評価差額金	
	■ 業務区分別財務情報の資本金に相当する部分は「設立			
	時資産・負債差額」とする。			
公社会計における貸	■ 公社貸借対照表の様式は、郵便事業を含んでいるもの	■ 郵便事業類	似の事業である運送	É業に係る貸借対照表で
借対照表	の、概観性の確保などの観点から、流動・固定の区分	は、流動・	固定の区分を設定し	ている。
	を設けず流動性配列法を採る金融機関の様式を採用			
	する。			
	■ 業務区分別財務情報(貸借対照表)の様式は業務区分			
	別の財政状態を詳細に表示するとともに、民間類似業			
	種との比較可能性をできるたけ確保するよう定める。	■ セグメント・	への配分	
	■ 二以上の業務区分に帰属する資産・負債は、帰属割合	固有の資産	専用資産	共用資産
	に基づいて按分する。なお資産の帰属割合はその取得		セグメントに直接配分	合理的な基準で各をグメン
	費用の各業務区分の分担比率(予定使用面積、取扱件			トに配賦
	数、人員比など) 負債の帰属割合は発生原因に基づ	全社資産	セグメントへの配賦は行わ	ず全社区分とする
	く割合を示す。	なお共用資産に係る合理的な基準としては、利用面積、人員数、取扱量(金		
		額)又は生産量(金額)などがある。		
		・負債については、制度上においてセグメント別の開示は		
		要請されてい	いない。	

参考資料2-5

項目	日本郵政公社における財務会計	一般の企業会計
公社会計における損	■ 概観性の確保の観点から、経常・特別の区分を設け、	■ 経常収益を業態別(事業別)に区分した場合には、経
益計算書	経常収益については業務区分別に、経常費用について	常費用も業態別(事業別)に区分して対応させたうえ
	は形態別に区分する様式を採用する。	で、各区分の費用を形態別分類することが多い。
	■ 業務区分別財務情報(損益計算書)の様式は、業務区	
	分別の経営成績を詳細に表示するとともに、民間類似	
	業種との比較可能性をできるだけ確保するように定	
	める。	
	■ 二以上の業務区分に関連する収益·費用は、使用割合	■ 営業費用を「直課できる費用」と「直課できない費用」
	(人員比、建物使用面積比等)に基づいて配賦する。	に区分し、「直課できない費用」についてはその費用の
	但し、資産及び負債から生じた収益及び費用について	発生により便益を受ける程度に応じ合理的な配賦基準
	は当該資産及び負債の帰属割合に基づいて配賦する。	により各セグメントへ配賦する。配賦基準としては人
	■ 業務区分間で資産の帰属割合と実際の使用割合とに	数、使用床面積等がある。
	差が生じている場合には、賃貸借とみなして定期的に	■ 事業間貸借について、賃貸借とみなして精算するよう
	精算する。	なことは通常はしない。
利益の処分又は損失	■ 独立採算制の下、外部からの補填を予定せず、公社の	■ 経営成績である利益の処分(出資者への配分、経営者
の処理に関する書類	業務に係るサービスを全国にあまねく提供するため、	への配分、内部留保等)を決定するため、または損失
	利益が発生しても留保しておき、他日、損失が発生し	の処理を決定することが必要となる。
	た際にこれをもって補填することにより公社の財政	
	状態を安定的なものにすることが必要である。	
	■ 利益を生じたときは、繰越損失をうめ、なお残余があ	
	るときは、積立金として整理。損失を生じたときは、	

参考資料2 - 5

項目	日本郵政公社における財務会計	一般の企業会計
	積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、繰 越欠損金として整理。	
キャッシュ・フロー計算書	■ 公社キャッシュ・フロー計算書は、業務区分別キャッシュ・フロー計算書を基礎として作成する。	■ キャッシュ・フロー計算書は連結ベースで作成する。
附属明細書	 公社が特殊法人として規制の対象となる特別の事項も追加的に記載する。 業務区分別の附属明細書の様式は、詳細の情報を提供するとともに、民間類似業種との比較可能性をできるだけ確保するように定める。 	書を作成する。
承継の基本的な考え方	 ■ 公社が新たな事業体として開始(フレッシュスタート)することが基本となるものの、業務が公社により継続して行われることについても、一定の考慮が必要。 ■ 承継する資産・負債の価額は、公社成立時における時価を基本とするが、業務が公社により継続して行われることに鑑み、財産の種類、用途等を勘案し、時価評価以外の適切な評価方法によることができる。 (有価証券の評価、減価償却資産の評価等) 	

参考資料:「財務会計制度ワーキンググループ最終報告」

(平成14年7月 郵政事業の公社化に関する研究会 財務会計制度ワーキンググループ)